10　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をＰＬＯに代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年十月二十三日にラマッラで

パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表
事務所長　松浦純也

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
シュクリー・ビシャーラ閣下

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をＰＬＯに代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年十月二十三日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
シュクリー・ビシャーラ
パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表
事務所長　松浦純也閣下

○外務省告示第三百八十一号

平成二十六年十一月七日にローマで、イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億八千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使
世界食糧計画側　アミール・アブドラ副事務局長兼支援業務最高責任者

平成二十六年十二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十二号

平成二十六年十一月十三日にキエフで、ウクライナにおける「ドネツク州及びルハンスク州における社会サービスの早期復旧及び平和構築計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ドネツク州及びルハンスク州における社会サービスの早期復旧及び平和構築計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　角茂樹在ウクライナ大使
国際連合開発計画側　ニール・ウォーカー在ウクライナ事務所代表

平成二十六年十二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十三号

平成二十六年十一月十三日にエルサレムで、パレスチナ難民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億三千万円

3　署名者

日　本　側　松浦純也パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長
国際連合パレスチナ難民救済事業機関側　ピエール・クレヘンビュール事務局長

平成二十六年十二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十四号

平成二十六年十一月十三日にイスラマバードで、中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十六億千五万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使
パキスタン側　ムハンマド・サリーム・セティ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十六年十二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千八百六十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

総トン数	隻数
旧トン数	
四十八トン未満のもの	九
新トン数	
四十トン未満のもの	

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十六年十二月十七日から平成二十七年三月十六日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までとする。

2　この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項に規定する特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

3　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　毎日、鯨の捕獲頭数を農林水産大臣に報告しなければならない。

二　農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要があると認めて水域ごとにミンク鯨又は歯鯨（まっこう鯨を除く。）の捕獲の停止期間を定めた場合には、当該期間内において捕獲してはならない。

三　ミンク鯨については、農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため捕獲を停止しておく必要がないと認め、捕獲の停止を解除する日を定めて通知するまでは、これを捕獲してはならない。

○外務省告示第三百八十五号

平成二十六年十一月十三日にイスラマバードで、グジュランワラ下水・排水能力改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　グジュランワラ下水・排水能力改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億三千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使
パキスタン側　ムハンマド・サリーム・セティ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十六年十二月十六日

外務大臣　岸田　文雄